

お取引先様 各位

令和5年4月1日
株式会社トクヤマエムテック

がん原性物質の通知に関しまして

「結晶質シリカ」を取り扱う労働者の作業記録等の保存義務強化

貴社益々ご盛栄のこと、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から昨年5月に公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理が定められました。

その一環として、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。（施行日：2023年4月1日）

弊社製品におきましては、対象物質の一つである「結晶質シリカ」が含有されています。弊社製品でのお取り扱いにおいて、製品より粉塵が生じる作業に従事される際には、従来どおりの措置に加え作業記録の保存をしていただくご対応を、よろしく願いいたします。

以上